

辰野町子ども・子育て支援事業計画

【第二期】

令和2年度～令和6年度

辰野町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1

第2章 子ども・子育て支援施策

1	新制度の全体像	1
2	新制度の事業体系	2
3	地域子ども・子育て支援事業	2
4	保育の必要性の認定について	3
5	教育・保育提供区域の設定	3
6	教育・保育の量の見込みと確保方策	4
7	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	4
①	利用者支援事業	4
②	地域子育て支援拠点事業	5
③	一時預かり事業	5
④	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	6
⑤	養育支援訪問事業	6
⑥	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	6
⑦	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	7
⑧	延長保育事業	7
⑨	病児・病後児保育事業	7
⑩	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	8
⑪	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	8
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	9
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	9
8	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保について	9

資料

1	子ども・子育て会議設置要綱	10
2	第二期辰野町子ども・子育て支援に関するニーズ調査【結果】	11
3	子ども・子育て会議委員名簿	23

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。このような状況の中、町では平成17年に「次世代育成支援対策辰野町行動計画」を、平成22年には「辰野町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

さらに、国では全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て新システム関連3法を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートし「辰野町次世代育成支援対策行動計画」に替わり、「辰野町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定しました。このたび、この計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き第二期の「辰野町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し計画的に各事業を推進します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

3. 計画期間

本計画は、第二期辰野町子ども・子育て支援事業計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第2章 子ども・子育て支援施策

1 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

2 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

◇施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◇地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。計画策定時、町内には該当事業はありません。

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で13事業定められており、交付金の対象となります。

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）
- ⑪ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする)	保育園 認定こども園 特定地域型保育事業

5 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定することになっています。小学校区、中学校区、行政区単位等地域の実情において設定することになっていますが、辰野町では、保育園は町全域が通園範囲であり（どこの保育園でも希望すれば良い）、幼稚園も町全域からの利用となっているため、町全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。量の見込みは、ニーズ調査の結果と実績をもとに算出した数値により設定しました。

児童数の見込みは、コーホート変化率法及び0歳児については将来出生数の推計を行って算出しました。（コーホートとは、同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団を指します。ここでは4月2日から翌年4月1日生まれをひとつのコーホートとしました。）

<町全体の児童数>

児童数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
0歳	118	108	93	106	100
1、2歳	272	266	232	215	216
3～5歳	435	427	431	423	386

<町全体の児童数の見込み>

児童数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	90	86	83	79	76
1、2歳	206	189	181	174	166
3～5歳	352	334	323	309	290

6 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼稚園は、3歳から5歳までの児童を教育する学校施設です。小学校入学前に、生活の基礎を学ぶ大切な場所であり、友達と触れ合い、親以外の大人（先生）と初めて密接に関わる社会への第一歩です。1号認定子ども及び教育を希望する2号認定子どもが該当になります。新制度に入らない幼稚園は該当しません。

保育園は、保護者の就労や疾病などを理由に保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施する施設です。2号認定及び3号認定子どもが該当になります。

認定こども園は、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供します。計画策定時、町内には該当事業はありません。

児童数（実績）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
1号認定（3～5歳）	65	59	67	63	57
2号認定（3～5歳）	375	374	373	369	306

1号認定（3～5歳）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
量の見込み	53	50	48	46	43	
確保方策	幼稚園	53	50	48	46	43
2号認定（3～5歳）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
量の見込み	291	276	267	255	240	
確保方策	保育園	291	276	267	255	240

児童数（実績）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
3号認定（0歳）	18	20	16	26	25
3号認定（1・2歳）	124	107	99	94	91

3号認定（0歳）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
量の見込み	16	16	15	14	14	
確保方策	保育園	16	16	15	14	14
3号認定（1・2歳）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
量の見込み	160	147	140	135	129	
確保方策	保育園	160	147	140	135	129

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み確保方策

各項目の量の見込みは、国から示された算定方法でニーズ調査の結果と実績等をもとに算出した数値により設定しました。

① 利用者支援事業（区域：町全域）

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

平成 27 年度から、子育て世代包括支援センターを設置して専門知識を有する保健師を 1 名配置して相談や助言を行っています。

② 地域子育て支援拠点事業（区域：町全域）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業です。地域機能強化型では、利用者支援等の機能を付加し、機能強化を図ります。

現在、「ときめきの街」2 階の空きスペースを利用して「辰野町子育て支援センター」として実施しています。また、施設内では「町の保健室」として子育て相談、一時的保育も保育園と同様に行っています。

年間延べ利用者数	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度(見込)
	14,572	11,640	10,652	9,743	9,800

年間延べ利用者数	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	10,965	10,187	9,780	9,372	8,965
確保方策（事業か所）	1	1	1	1	1

③ 一時預かり事業（区域：町全域）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に保育園その他の場所において一時的に預かる事業です。

平成 27 年度から全保育園及び子育て支援センターにおいて実施しています。

令和 2 年度からの年間利用者数については、計画策定時（令和元年 11 月 1 日現在）、利用者数が近年より激減し、未満児の入園数が増えていることをふまえ見込みました。

年間延べ利用者数	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度(見込)
	244	190	358	201	85

年間利用者数		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み		80	74	71	68	65
確保方策	利用者数	80	74	71	68	65
	施設数	7	7	7	7	7

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（区域：町全域）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

年間延べ利用者数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
	113	90	108	103	100

年間利用者数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		90	86	83	79	76
確保方策	訪問対象者	90	86	83	79	76
	実施事業所数	1	1	1	1	1

⑤ 養育支援訪問事業（区域：町全域）

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事など、養育能力を向上させるための支援を行う事業（相談支援、育児・家事援助など）です。

年間延べ訪問数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
	31	97	102	159	150

年間利用者数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（訪問数）		120	120	120	120	120
確保方策（訪問数）		120	120	120	120	120
実施事業所数		1	1	1	1	1

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（区域：町全域）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）の相互援助活動（子どもの預かり、送迎など）に関する連絡、調整を実施する事業です。

平成29年10月から、子育て支援センターを事務局として実施しています。ニーズ調査によるニーズ量は0ですが、過去の実績から年間100人程度を予測し実施します。

年間延べ利用者数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
	—	—	127	71	180

年間利用者数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		100	100	100	100	100

確保方策	利用人数	100	100	100	100	100
	実施事業所数	1	1	1	1	1

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（区域：町全域）

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育、保護を行う事業（原則として7日以内）です。

ショートステイ事業は平成29年度から、児童養護施設たかずやの里及びつつじが丘学園に委託しています。

<ショートステイ事業>

年間延べ利用者数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
	—	—	0	11	10

年間利用者数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		21	20	19	19	18
確保方策	延べ人数	21	20	19	19	18
	施設数	2	2	2	2	2

⑧ 延長保育（時間外保育）事業（区域：町全域）

保育園において開所時間を超えて保育を行う事業です。全保育園で実施しています。

年間延べ利用者数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
	175	195	180	188	175

延長保育利用者数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		129	121	117	112	106
確保方策	受入人数	129	121	117	112	106
	施設数	6	6	6	6	6

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）>

幼稚園の預かり保育		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		24	25	24	23	22
確保方策	延べ人数	24	25	24	23	22
	施設数	1	1	1	1	1

⑨ 病児・病後児保育事業（区域：町全域）

地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

現在、上伊那生協病院（箕輪町）の「病児保育室いちごハウス」に委託して実施していますが、住民のニーズ、利用状況等をみながら、町内への施設の設置、事業体制のあり方などを検討していきます。

年間延べ利用者数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
	47	58	88	77	95

年間利用者数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み		90	90	90	90	90
確保方策	延べ人数	90	90	90	90	90
	施設数	1	1	1	1	1

⑩ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）（区域：小学校区）

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後学校の余裕教室などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

辰野西小、東小、南小、両小野小学校にて学童クラブを開所しています。

今後、区域の状況により、本事業と連携し、幼児などを含む地域の子ども全般を対象に、地域の大人の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室推進事業を地域ぐるみで実施すること等も検討していきます。

年間登録者数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(見込)
	192	234	241	239	237

年間登録者数		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	小学1～3年	153	148	138	127	120
	小学4～6年	69	69	66	69	68
確保方策	登録児童数	222	217	204	196	188
	施設数	4	4	4	4	4

⑪ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（区域：町全域）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、以下の取組みに対する支援を実施する事業です。

- 調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取組み
- ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組み

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（区域：町全域）

支給認定を受けた子どもの保護者の世帯所得状況などを勘案し、市町村が定める基準に該当した場合、給付対象の教育・保育サービスで必要となる日用品・文房具・その他物品について、保護者が支払うべき費用を市町村が定める範囲で補足給付を行います。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（区域：町全域）

給付対象施設・事業所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した給付対象施設・事業所等の設置、または運営を促進するための事業です。これまで実施はありませんが、今後、参入希望の事業者があれば、本事業により支援します。

8 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保について

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援に資するため、保育士等の研修の機会を増やしていきます。

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続のため、幼保小の連携の機会の充実を図ります。

さらに、幼保小中に加え高校、短大がある辰野町ならではの環境を活かし、保育・教育機関の間で継続的に情報交換を行う場を設け、連携を強化します。

○辰野町子ども・子育て会議設置要綱

平成26年1月30日告示第1号

辰野町子ども・子育て会議設置要綱
(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、辰野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 辰野町子ども・子育て支援事業計画に関すること
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集しその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する部署において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第二期辰野町子ども・子育て支援に関するニーズ調査【結果】

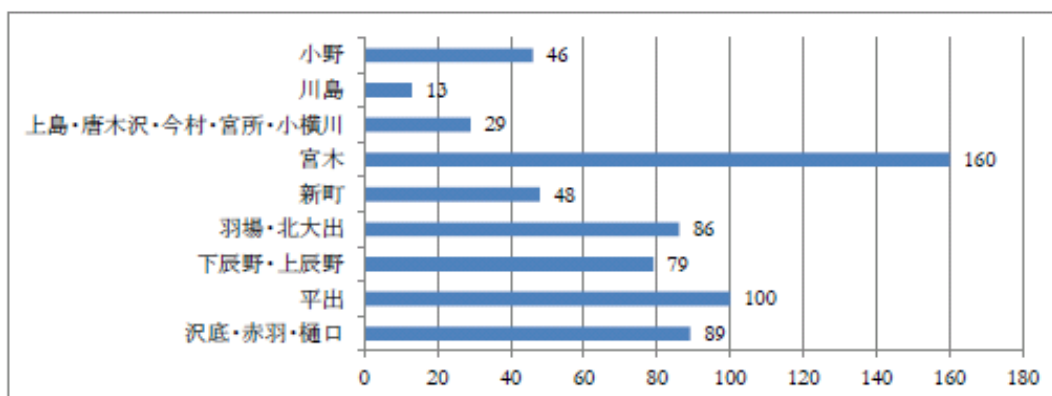
○ニーズ調査実施 平成31年1月

○ニーズ調査配布数 926人(0歳～小学4年生の児童がいる世帯)

○回収数 661人(回収率 71%)

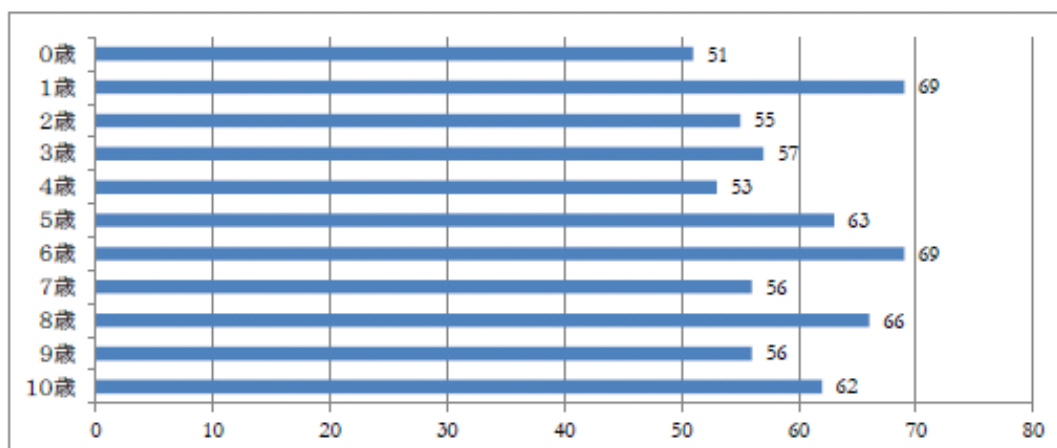
お住まいの地域についてうかがいます

【問1】お住まいの地区 (650人が回答)

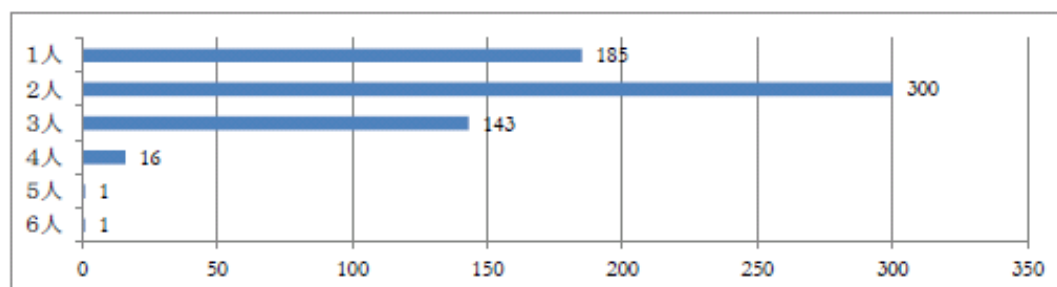


封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます

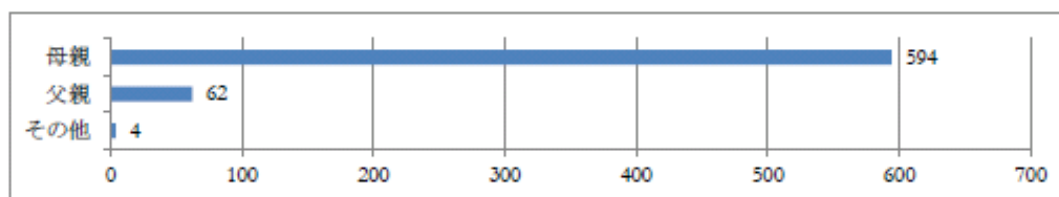
【問2】宛名のお子さんの年齢別人数 (658人が回答)



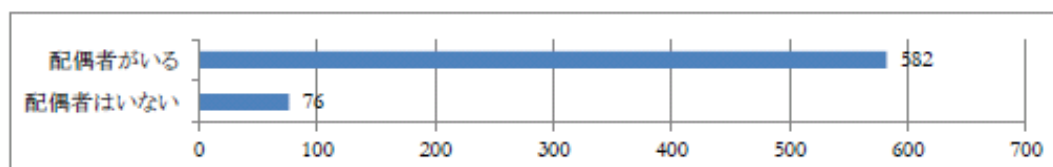
【問3】宛名のお子さんのきょうだいの人数 (646人が回答)



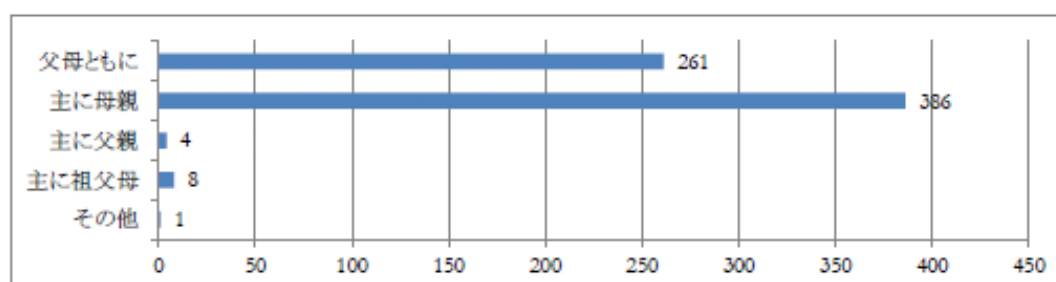
【問4】この調査票に回答していただいた方（660人が回答）



【問5】この調査票に回答していただいた方の配偶関係（658人が回答）

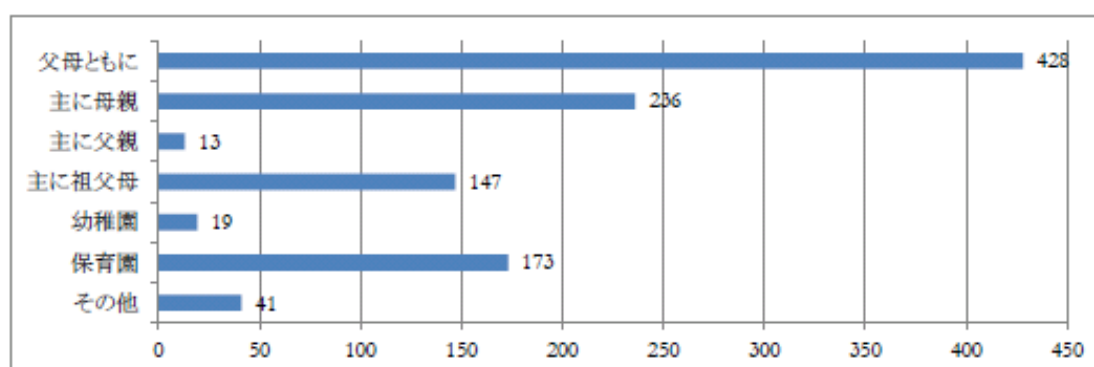


【問6】宛名のお子さんの身の回りの世話を主に行っている方（660人が回答）

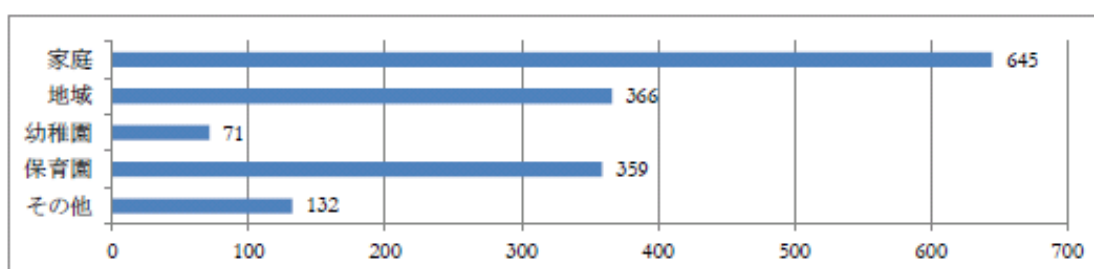


子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます

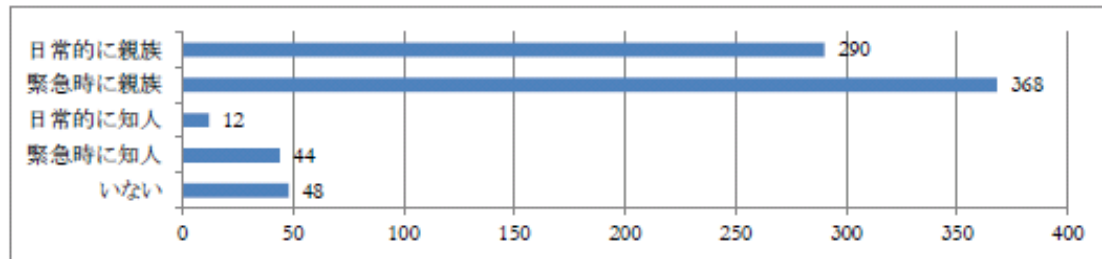
【問7】子育てに日常的に関わっている人(施設) ※複数回答(661人が回答)



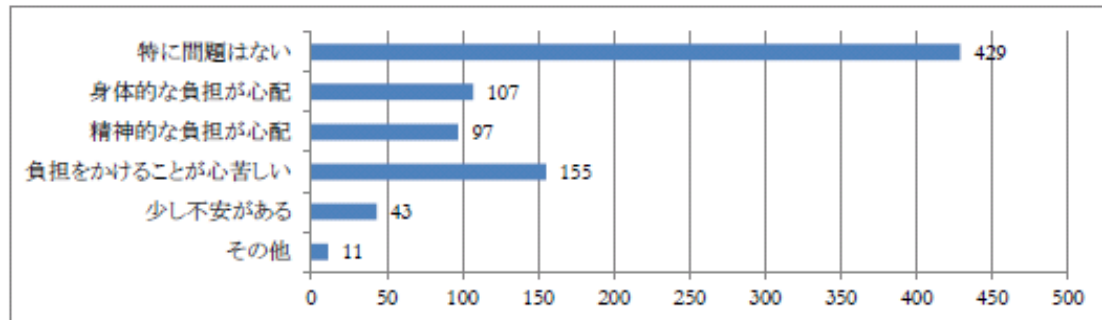
【問8】子育てに影響すると思われる環境は ※複数回答(661人が回答)



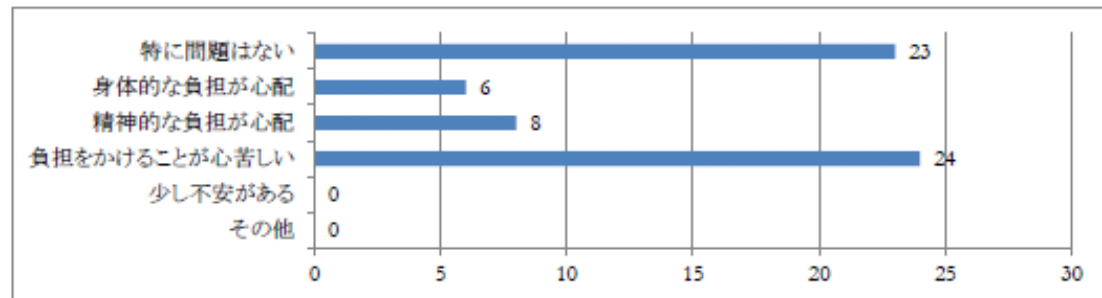
【問9】日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人はいますか ※複数回答(661人が回答)



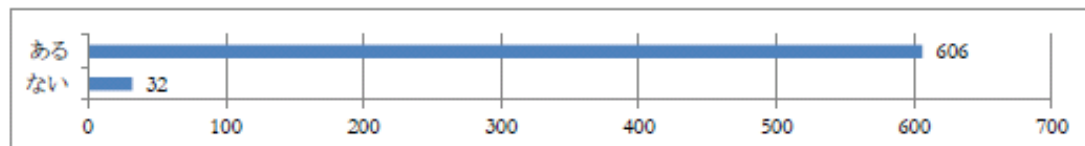
【問9-1】親族に預かってもらえると回答した方の状況について ※複数回答(593人が回答)



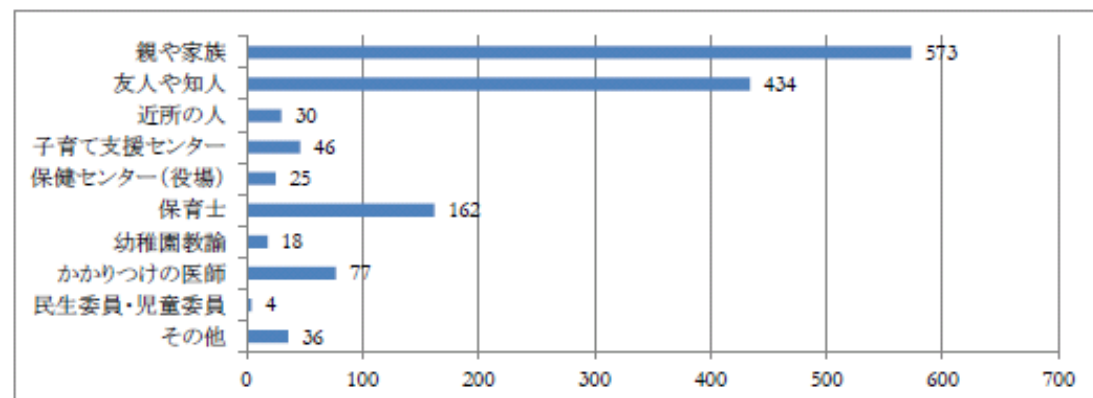
【問9-2】知人に預かってもらえると回答した方の状況について ※複数回答(49人が回答)



【問10】気軽に相談できる人や相談できる場所がありますか (638人が回答)

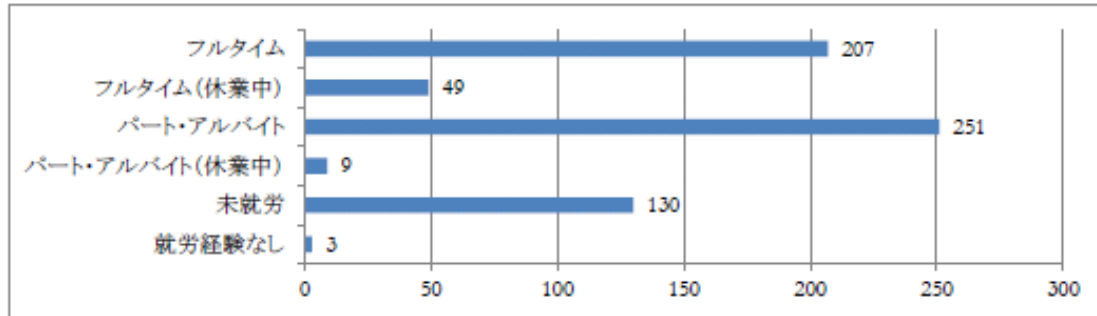


【問10-1】「ある」と回答した方の相談先は ※複数回答(606人が回答)

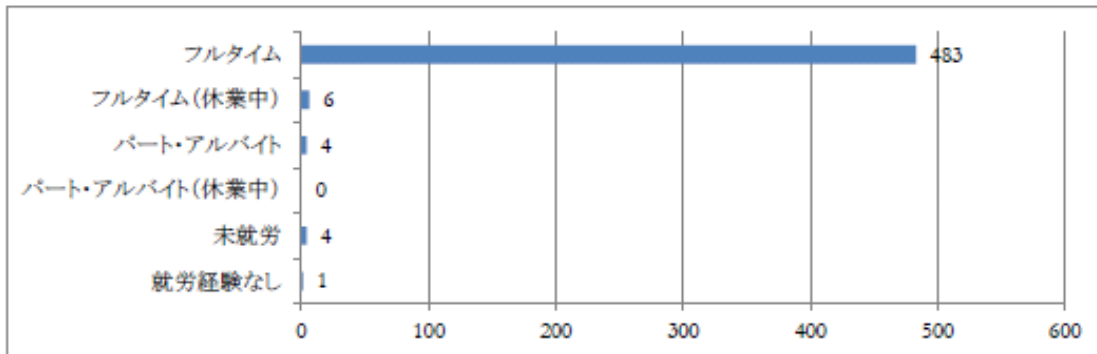


保護者の就労状況についてうかがいます

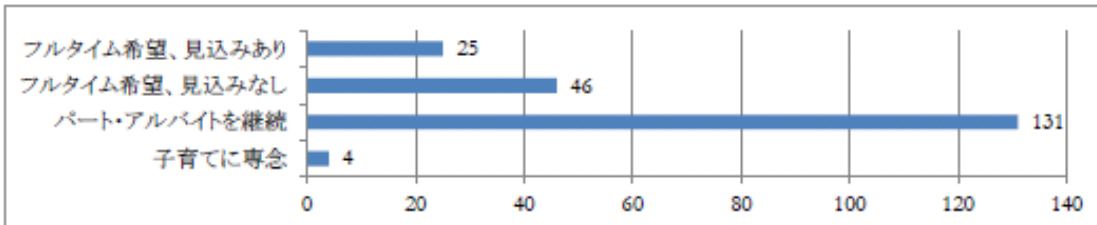
【問12(1)】母親の就労状況（649人が回答）



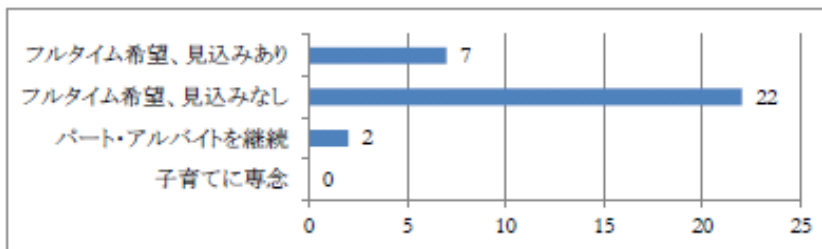
【問12(2)】父親の就労状況（498人が回答）



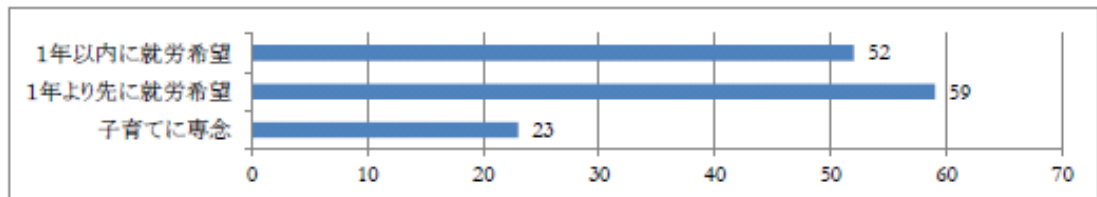
【問13(1)＜母親＞】パート・アルバイトの方の就労希望（206人が回答）



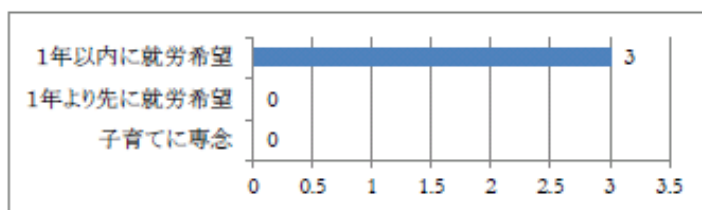
【問13(2)＜父親＞】パート・アルバイトの方の就労希望（31人が回答）



【問14(1)＜母親＞】現在未就労、就労経験なしの方の就労希望（127人が回答、※複数回答）

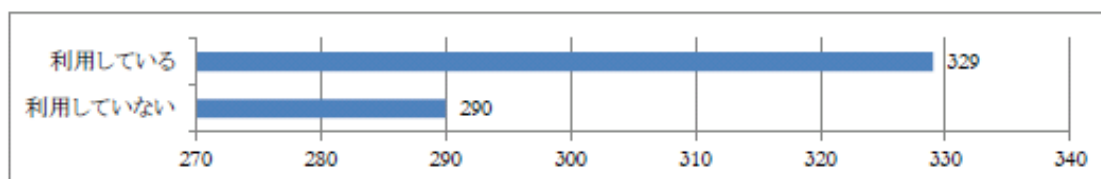


【問14(2)＜父親＞】現在未就労、就労経験なしの方の就労希望（3人が回答）

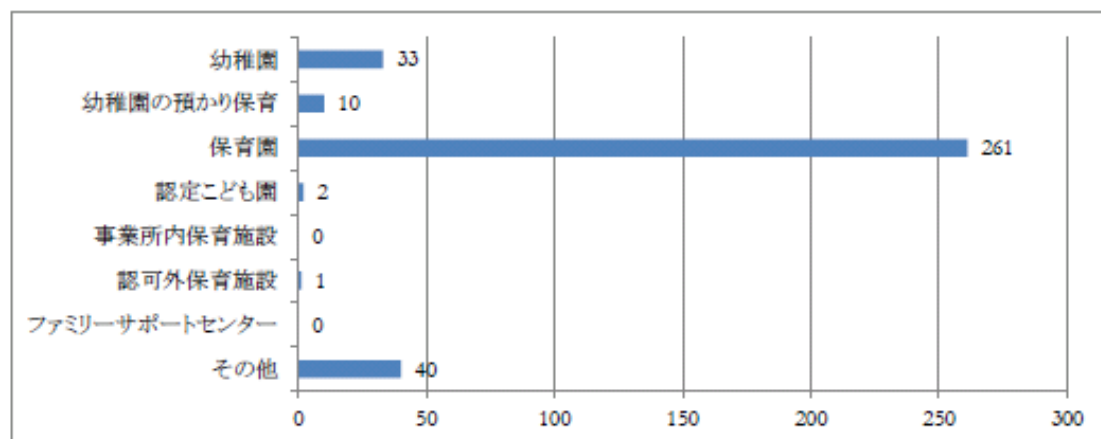


平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます

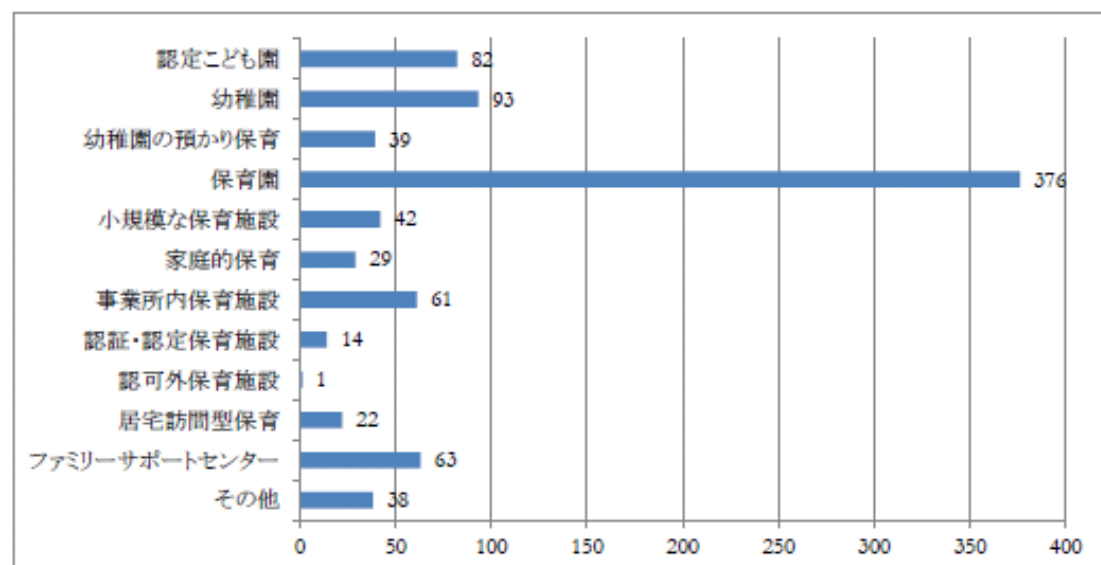
【問15】定期的な教育・保育事業の利用状況（619人が回答）



【問15-1】定期的な教育・保育事業の利用施設 ※複数回答(329人が回答)

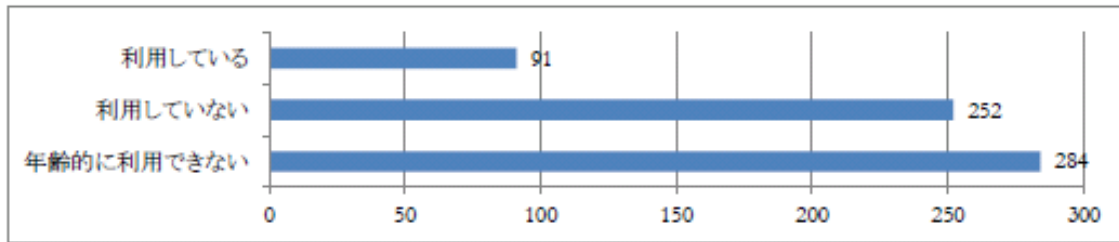


【問16】定期的にご利用したいと考える教育・保育事業 ※複数回答(408人が回答)

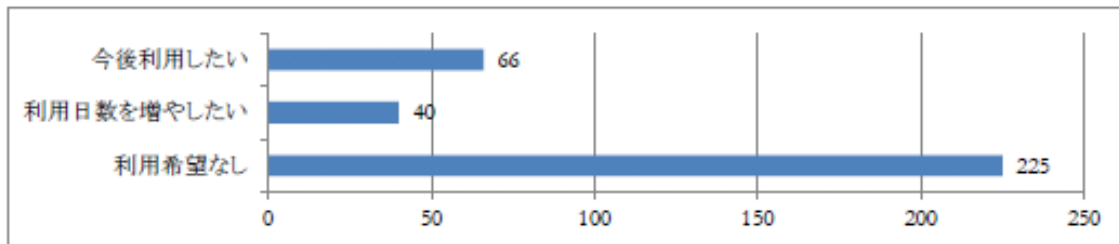


地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます

【問17】子育て支援センターの利用状況（622人が回答）

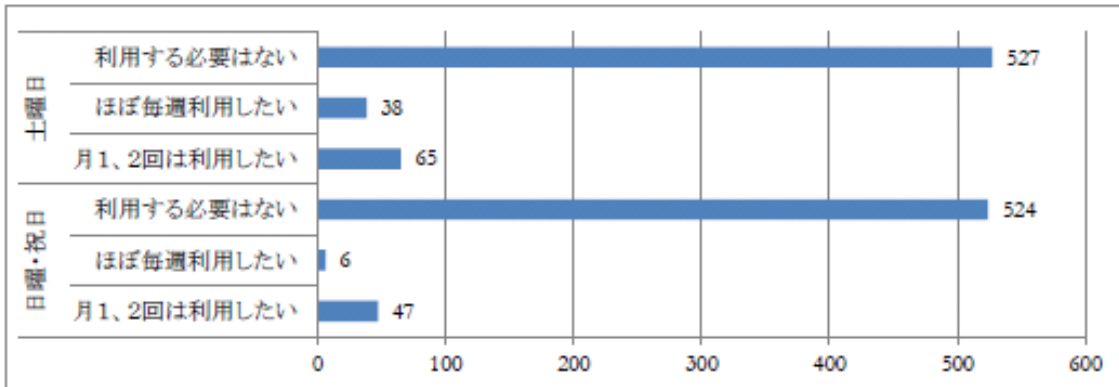


【問18】問17「利用している」「利用していない」の方の中で今後の利用希望（331人が回答）

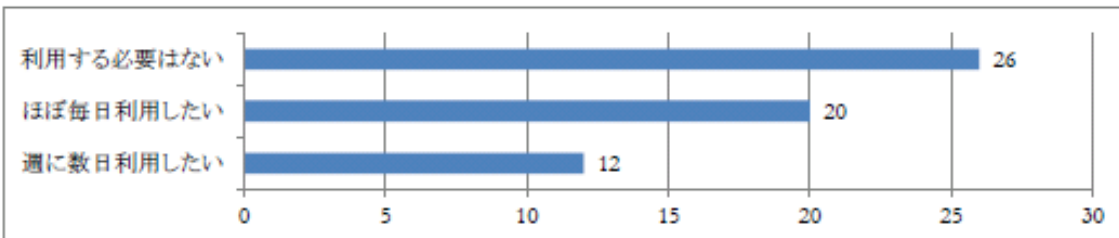


土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます

【問19】土曜、日曜・祝日の定期的な教育・保育の利用希望
（土曜日：630人、日曜・祝日：577人が回答）

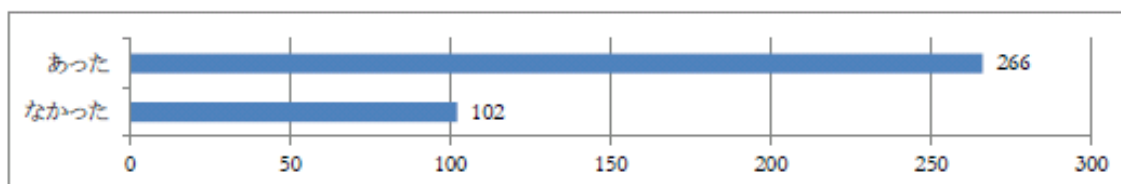


【問20】幼稚園の長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（58人が回答）

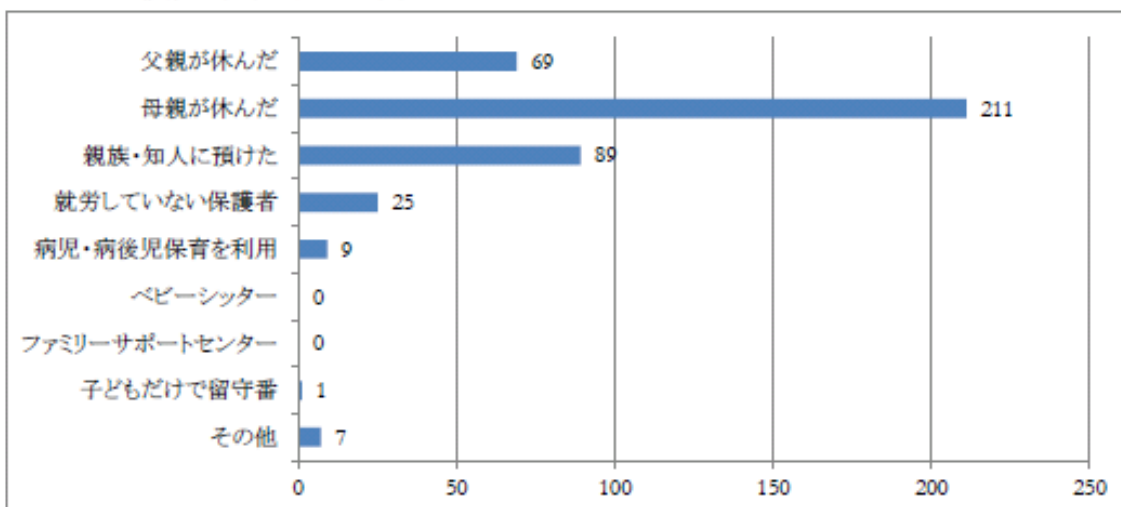


病気の際の対応についてうかがいます（平日の教育・保育を利用する方）

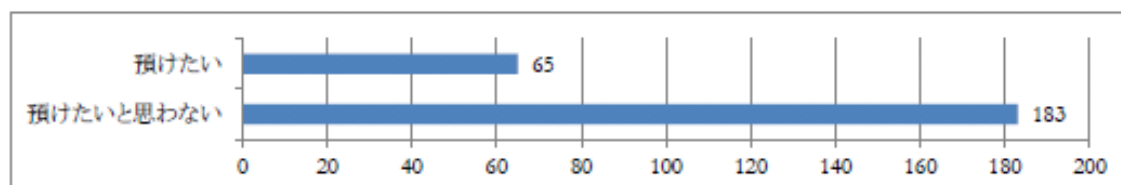
【問21】子どもの病気や怪我で教育・保育事業の利用できなかったことはありますか
（問15で教育・保育事業を利用している方 368人が回答）



【問21-1】子どもの病気や怪我で教育・保育事業の利用できなかったときの対処法
※複数回答(260人が回答)

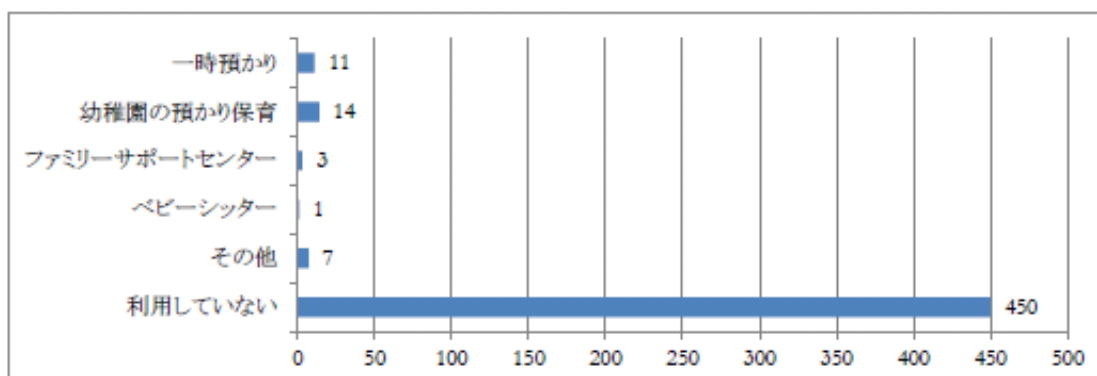


【問21-2】問21-1で「父親または母親が休んだ」方で病児・病後児保育施設の利用について
（248人が回答）

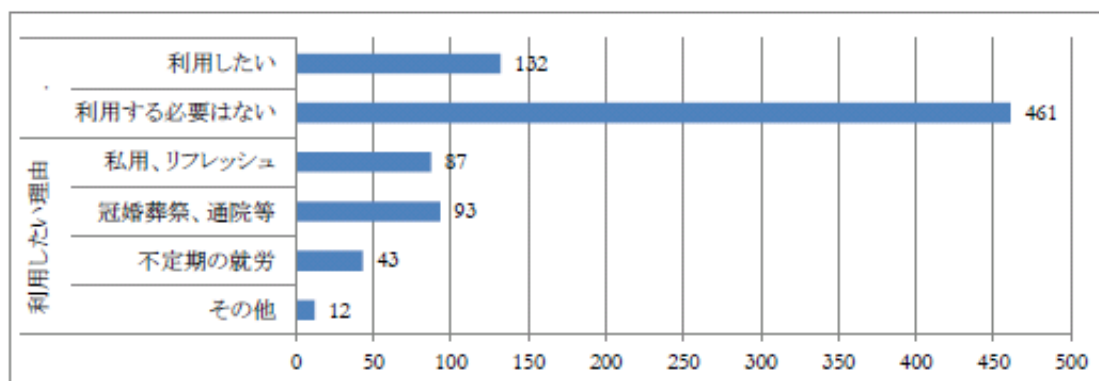


不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます

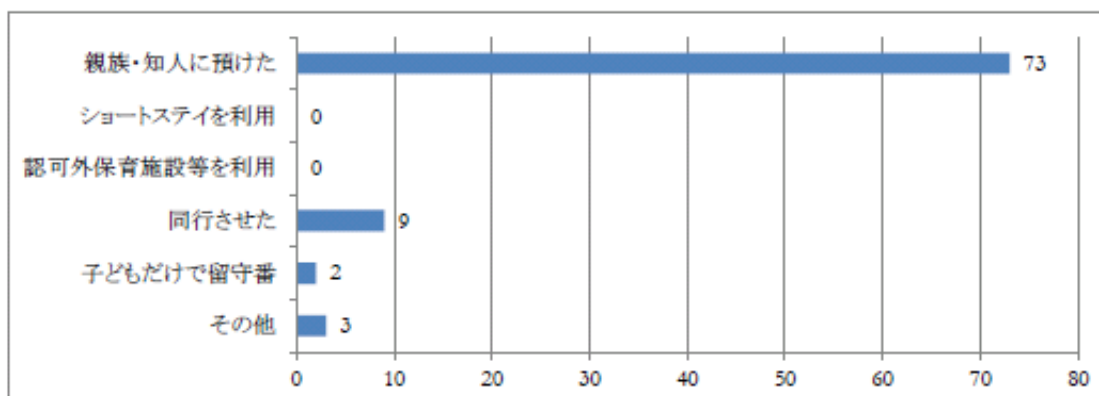
【問22】私用、親の通院、不定期の就労等で不定期で利用している事業 ※複数回答(481人が回答)



【問23】私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用する必要性について ※複数回答(599人が回答)

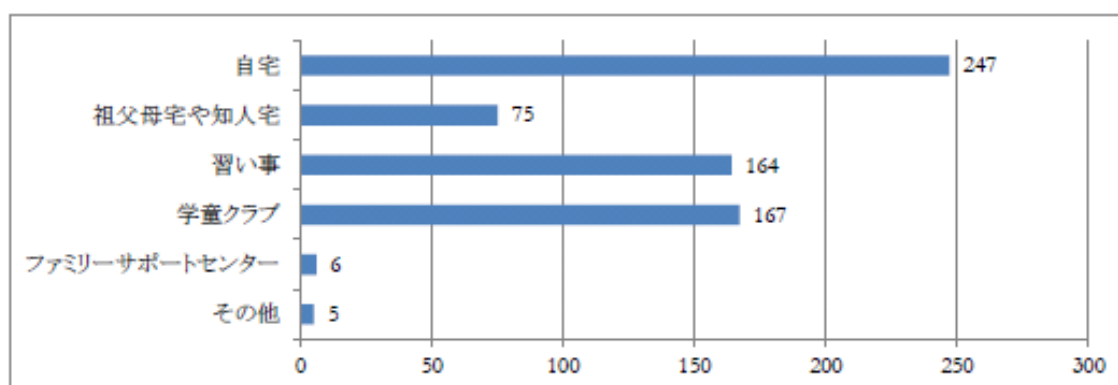


【問24】保護者の用事により泊りがけで家族以外に預けた場合の対処法 ※複数回答(78人が回答)

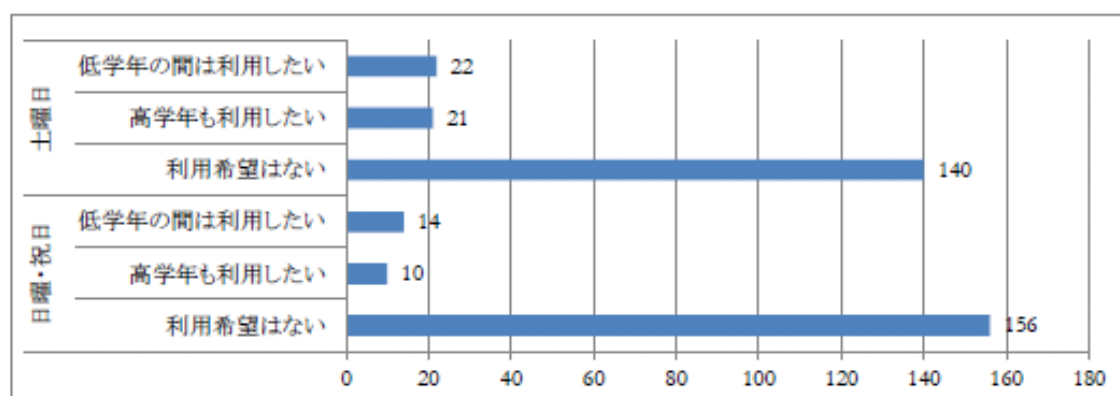


小学校就学後の希望等についてうかがいます（5歳以上）

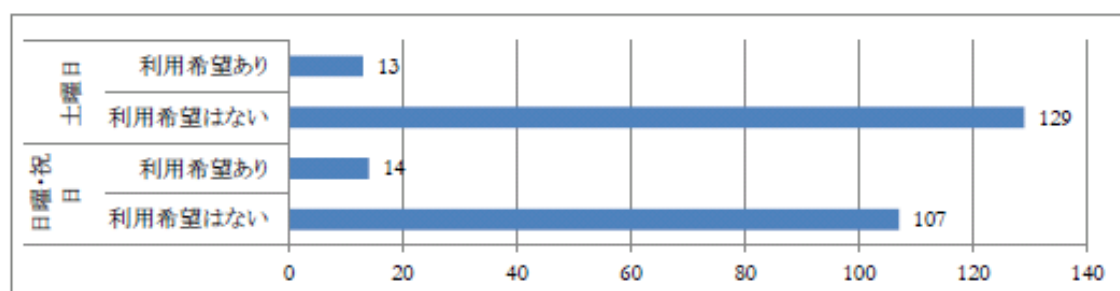
【問25】小学校の放課後をどのような場所で過ごさせたいか ※複数回答(402人が回答)



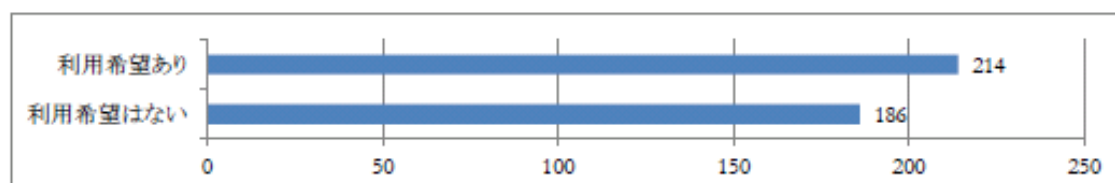
【問26】問25で「学童クラブ」に○をつけた方の中で、土・日・祝日の利用希望
 <低学年の場合> (183人が回答)



<高学年の場合> (142人が回答)



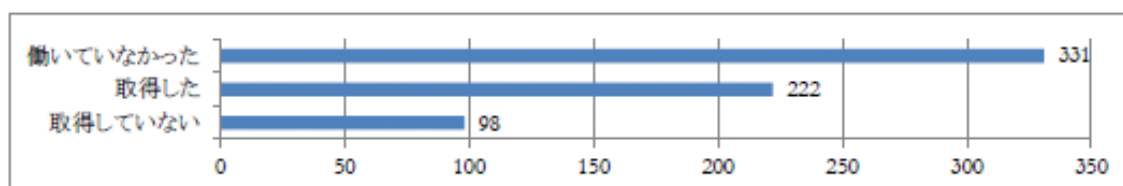
【問27】夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の学童クラブの利用希望 (400人が回答)



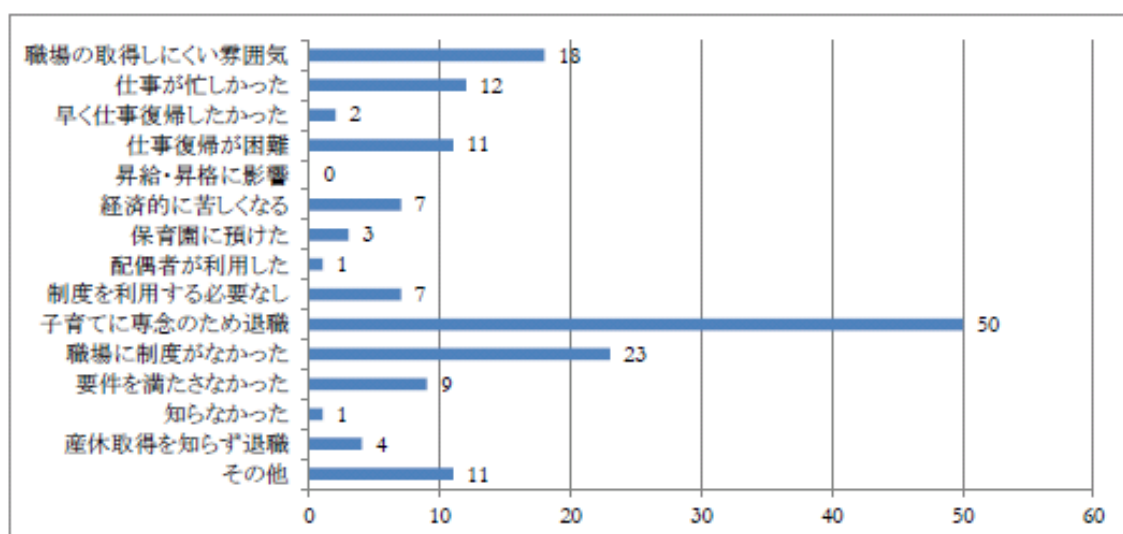
育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援についてうかがいます

【問28】育児休業の取得状況

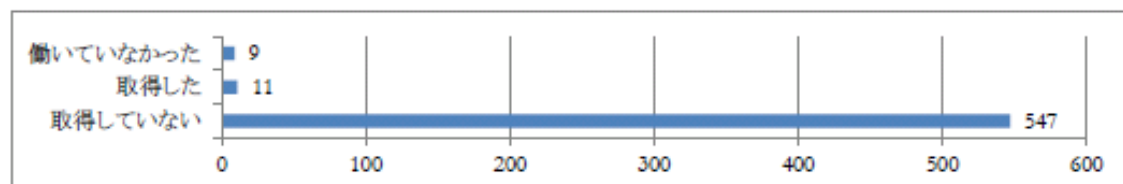
<母親> (651人が回答)



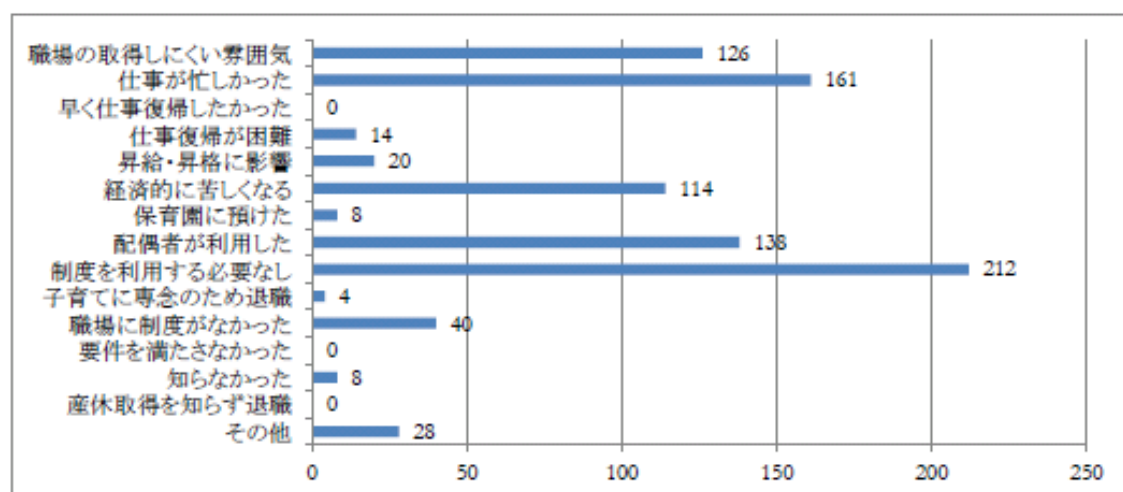
<母親、取得していない理由> ※複数回答



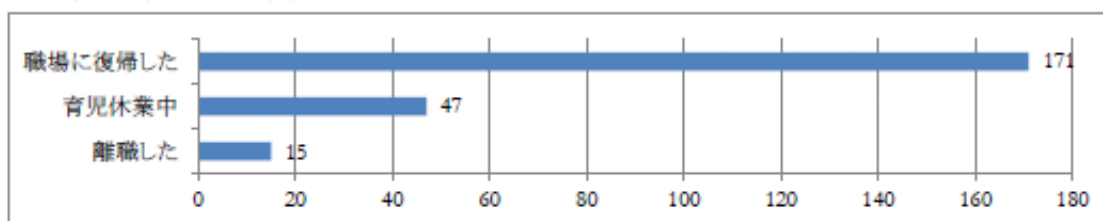
<父親> (567人が回答)



<父親、取得していない理由> ※複数回答

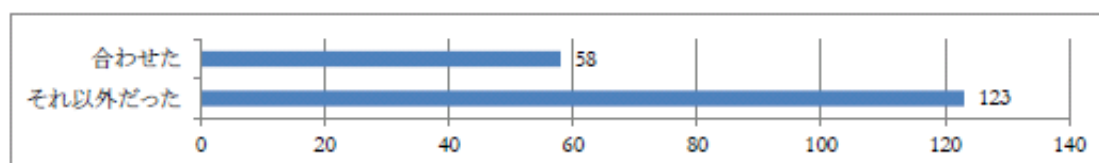


【問28-1】育児休業取得後の状況
 <母親> (233人が回答)



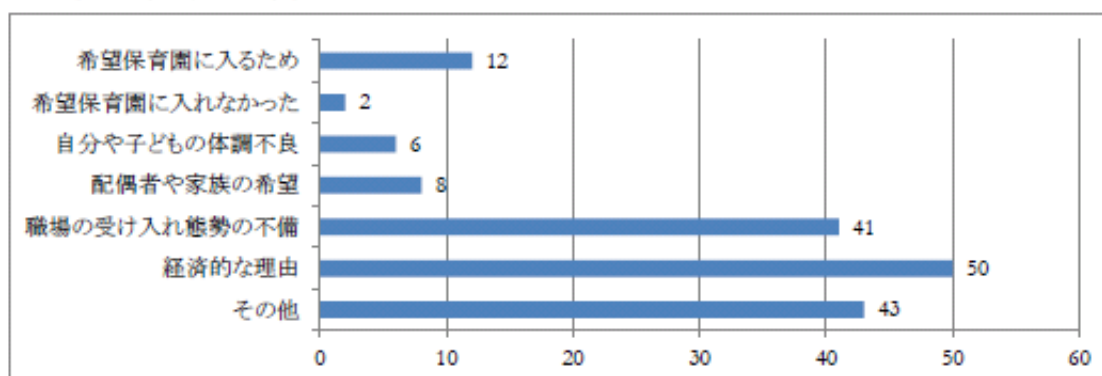
<父親> (回答なし)

【問28-2】育児休業取得後「職場に復帰した」のは保育園入所に合わせたタイミングであるか
 <母親> (181人が回答)

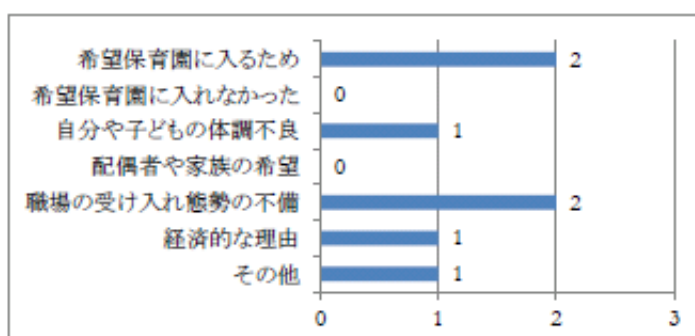


<父親> (回答なし)

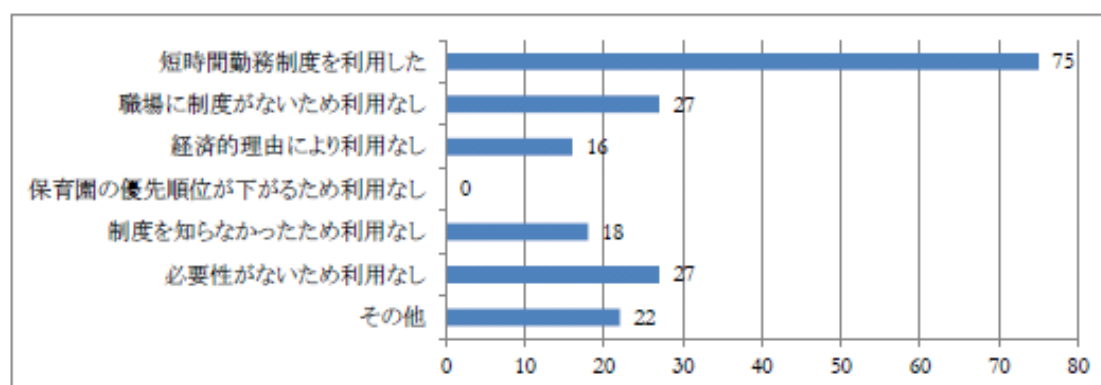
【問28-5】希望の時期に職場に復帰しなかった理由
 <母親> (162人が回答)



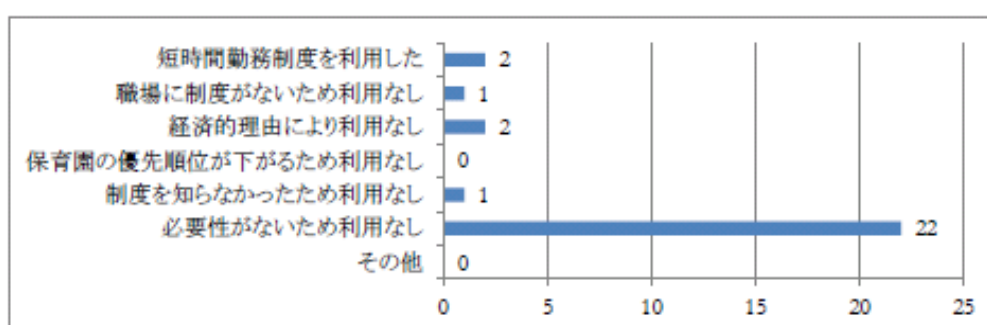
<父親> (7人が回答)



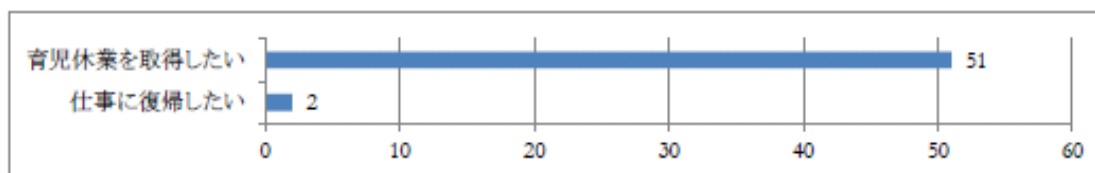
【問28-6】育児休業からの職場復帰時の短時間勤務制度の利用状況
 <母親> (185人が回答)



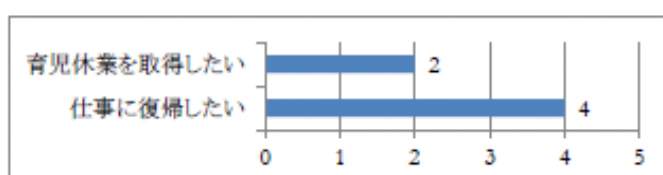
<父親> (28人が回答)



【問28-7】「現在も育児休業中」である方で1歳になるまでの育児休業取得の希望
 <母親> (53人が回答)



<父親> (6人が回答)



子ども・子育て会議委員名簿（計画策定時）

（任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日）

役 職	氏 名	備 考
委 員	花 岡 健 太 郎	P T A 連 合 会 長
	瀬 戸 八 州	東 学 童 ク ラ ブ 保 護 者 会 長
	白 鳥 智 教	保 育 園 保 護 者 協 議 会 会 長
	松 下 真 大	聖 ヨ ゼ フ 幼 稚 園 父 母 の 会 会 長
	百 瀬 麗 子	保 育 園 園 長 会 長
	宮 澤 弥 生	保 育 園 主 任 会 責 任 者
	倉 科 正 豊	聖 ヨ ゼ フ 幼 稚 園 長
	有 井 直 美	学 童 ク ラ ブ 支 援 員 代 表
	阪 雅 子	子 育 て 支 援 セ ン タ ー 長
	石 川 君 子	主 任 児 童 委 員 代 表
	柳 田 義 照	校 長 会 長
	赤 間 公 子	信 州 豊 南 短 期 大 学 幼 児 教 育 学 科 副 学 科 長
事 務 局	宮 澤 和 徳	教 育 長
	加 藤 恒 男	こ だ も 課 長
	桑 原 さ ゆ り	こ だ も 課 長 補 佐 兼 学 校 教 育 係 長
	入 原 百 合	こ だ も 支 援 係 長
	野 澤 貴 子	こ だ も 係 長
	樋 口 美 彩 紀	こ だ も 係
	小 澤 靖 一	保 健 福 祉 課 長
	丸 山 貴 之	保 健 福 祉 課 長 補 佐

辰野町子ども・子育て支援事業計画

【第二期】

令和2年1月

編集・発行 辰野町教育委員会こども課

辰野町保健福祉課

〒399-0493

長野県上伊那郡辰野町中央1番地

TEL : 0266-41-1111

FAX : 0266-41-3379